

農用地利用集積等促進計画による所有権移転申請書（一括方式）

1 各筆明細

[受付日] [整理番号]	(市町記入) 農地中間管理機構に所有権の設定をする者（甲）				(氏名又は名称) フリガナ:	(住所) 〒 (電話番号) (携帯番号)	印	丙は効率的かつ安定的な農業経営を行うものであるか											
	農地中間管理機構（乙）				(氏名又は名称) 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金	(住所) 滋賀県大津市松本一丁目2番20号													
	[受付日] [公告日] [整理番号]	農地中間管理機構から所有権の設定を受ける者（丙）				(氏名又は名称) フリガナ: (法人代表の役職・氏名) (会社法人等番号)	(住所) 〒 (電話番号) (携帯番号)	印	はい(可)・いいえ										
所有権の設定をする土地				甲から乙、乙から丙に移転する権利			市町確認欄（市町記入）												
No.	所在			地目		面積	権利の種類	内容(利用目的)	売買希望額	固定資産税評価額	地域計画(予定)内の農地であるか	丙は地域計画で当該農地を担う者(予定)であるか	農振農用地区域内の農地であるか	甲(および共有名義人)に登記済みであるか	甲の住所が登記名義人の住所と相違ないか	抵当権等が設定されていないか	共有名義人がいる場合は全員の同意が得られているか	甲(共有名義人)、丙以外に権原者がいないか	申請の可否
	市町	大字	字	地番	現況														
1				田・畑 () ()	田・畑 () ()	m ²	所有権	水田・普通畑 () ()	円	円	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	可 否
2				田・畑 () ()	田・畑 () ()	m ²	所有権	水田・普通畑 () ()	円	円	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	可 否
3				田・畑 () ()	田・畑 () ()	m ²	所有権	水田・普通畑 () ()	円	円	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	可 否
4				田・畑 () ()	田・畑 () ()	m ²	所有権	水田・普通畑 () ()	円	円	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	可 否
5				田・畑 () ()	田・畑 () ()	m ²	所有権	水田・普通畑 () ()	円	円	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	はい(可) いいえ(否)	可 否
合計				筆		m ²			円										
甲から乙への所有権移転						甲への売買代金の支払方法		所有権の移転時期(予定)		対価の支払期限(予定)		引渡時期(予定)							
						乙が甲の指定の口座に振込む													
乙から丙への所有権移転						乙への売買代金の支払方法		所有権の移転時期(予定)		対価の支払期限(予定)		引渡時期(予定)							
						丙が乙の指定の口座に振込む		同上		上記の前日		同上							

【添付書類】 ①登記簿謄本、②固定資産評価証明（または固定資産納税通知）、③甲の現住所が確認できる書類（免許証、保険証またはマイナンバーカードの写しまたは住民票等：共有名義がある場合は全員分必要）、④丙の住民票（法人の場合は不要）、⑤丙が法人の場合は適格化法人であることが確認できる書類。

(注1) 実際に乙が甲から買取る額は、筆ごとに「売買希望額」から乙の事務処理に必要な経費（50千円(申請筆数で案分) + 「売買希望額」×1%）を差し引いた額となります。

(注2) 実際に乙が丙に売渡す額は、筆ごとに「売買希望額」に乙の事務処理に必要な経費（50千円(申請筆数で案分)）を上乗せした額となります。（登録免許税は別途）

(注3) 「所有権移転の時期(予定)」、「対価の支払期限(予定)」および「引渡時期(予定)」は、市町が記入してください。

(注4) 所有権移転を希望する農地が農振農用地(青地)でない筆は、原則として当該事業の対象外とします。ただし、農振農用地と一体的に売買される場合に限り白地(市街化区域の農地を除く)も対象とします。この場合、当該農用地について乙が買取る額について、「売買希望額」から差し引く経費は、50千円（申請筆数で案分）+「売買希望額」×2%とします。

(注5) 所有権移転を希望する農地が未登記の場合、抵当権等が設定されている場合および丙以外に賃借権等の権原がある場合は、甲(共有名義人)への登記、抵当権等および甲以外の権原の解消後の申請としてください。